

議案第 5 号

かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例

かすみがうら市個人情報保護条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる者を含む。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改める。

第 2 条第 3 号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同

じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができるので、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第11号を第13号とし、第4号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(5) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第9条第2項中「思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(かすみがうら市情報公開条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市情報公開条例(平成17年かすみがうら市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「、特定の個人を識別することができるもの」を「あつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの」に改める。